

京都市交通局管理規程第33号

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程
京都市交通局拾得物取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「乗合自動車分については、自動車部営業課長、高速鉄道分については、高速鉄道部営業課長（以下「営業課長」という。）」を「企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第3条中「営業課長」を「総務課長」に改める。

第4条第2項中「、日曜日、毎月の第2土曜日及び第4土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで」を「京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条第1項に定める休日」に、「営業課長」を「総務課長」に改める。

第5条から第12条までの規定中「営業課長」を「総務課長」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第14条中「営業課長」を「総務課長」に改める。

第15条中「つど」を「都度」に改める。

第5号様式を次のように改める。

No. _____
受 領 書
年 月 日
(あて先)京都市交通局企画総務部総務課長
住 所
TEL.
氏 名
下記の金品は 年 月 日
内において遺失したもので、
確かに受領しました。
記
品 名
数 量
.....
摘要
取扱者
印

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5号様式に定める様式用の用紙は，当分の間，所要の調整をして使用することができる。

(交通局企画総務部総務課)